

徳島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙において、これらの選挙の開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

第一 徳島県知事選挙の開票

第二 徳島県議会議員一般選挙の開票